

東経企営第16－00170号平成28年12月5日

## 総務大臣

山本 早苗 殿

## 郵便番号 163－8019

（ふりかな）
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号 （ふりがな）

ひがしにっぼんてんしんでんわかかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社


日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条のニの規定に基づき，別紙の業務について届出します。

## （別紙）

## 1．業務の内容

## （1）概要

東日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）が，地域電気通信業務等を営むために保有する設備，技術及びその職員を活用し，コンテ ンツ・アプリケーション提供事業者等，当社のI P 通信網サービス契約者，他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）の電気通信サ— ビス契約者に対して，当社の業務区域においてコンテンツ配信向けサー ビスの役務提供を行うとともに，当社の業務区域外（以下「エリア外」 という。）のエンドユーザとの通信を可能にするために他事業者との合意に基づき，他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含め料金設定を行うものである。

本業務の設備概要は，添付資料1のとおりである。
なお，本届出は，平成19年10月25日付で活用業務の認可申請を行い，平成20年2月25日付で認可を受けた内容を拡充するものであ るが，当該認可に基づき既に当社が実施している業務については，その内容を変更するものではなく，電気通信事業の公正な競争を確保するた めの具体的な措置を引き続き講じていく考えである。
（2）主な業務の実施方法
当社のIP通信網（地域IP網及び次世代ネットワーク※1を含む。以下同じ。）と，活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）に係る県間伝送路を利用し，当社の業務区域においてコ ンテンツ配信向けサービスの役務提供を行う。

また，エリア外のエンドユーサとの通信を可能にするために，当社が，上述のコンテンツ配信向けサービス用の電気通信設備と，他事業者の電気通信設備を相互接続し，他事業者との合意に基づき，他事業者の提供 する電気通信役務に係るものも含め料金設定を併せて行う。なお，当該料金設定に係る業務の開始にあたっては，中継伝送区間に係る接続事業者を公募により選定した上で，西日本電信電話株式会社との相互接続を予定している。
※1 総基事第14号（平成15年2月19日）及び総基事第39号（平成20年2月25日）で認可された申請において規定する「地域 1 P 網」及び「次世代ネットワーク」とする。

2．業務の開始時期

平成29年1月（予定）

3．業務の収支の見込み


なお，収支の前提となるサービスの収入算定•費用算定の考え方は添付資料2のとおり。

4．所要資金の額及びその調達方法
（1）所要資金
（2）調達方法
内部資金による。

5．業務を営む理由
IP化・ブロードバンド化の進展やスマートフォンの拡大，無線端末・タ ブレット型端末等のデバイスの多様化とともに，コンテンツ・アプリケーシ ョンの配信サービスが拡大しており，ブロードバンドサービスへのニーズの高度化•多様化が進んでいる。
特にコンテンツ・アプリケーションの配信サービスについては，映像等の コンテンツや，電子書籍，ソフトウェア等のアプリケーションの利用が，個人法人を問わず，広く普及している。

このような市場環境において，コンテンツ・アプリケーション提供事業者等から当社に対しても，様々な利用者に対してコンテンツ・アプリケーショ ンを 1 つのサーバから全国に配信したいという提供ニーズが高まっている。

このようなニーズに対して，＂より高速で快適＂，＂安心•安全＂，＂いつで もどこでも何でもつながる＂ブロードバンド環境の充実に向け，当社が I P通信綱により提供しているコンテンツ配信向けサービスについて，他事業者

と相互接続し，他事業者の電気通信役務に係るものも含めて料金設定を行い，西日本エリアを含む広簟囲なエリアに提供することで，様々なコンテンッ・ アプリケーション提供事業者等によるサービス提供を通じ，ICT利活用の促進や地域の活性化等に寄与するものである。

6．活用しようとする設僙，技術及び職員の概要

## （1）設備

現在，I P 通信綱サービスの提供業務を営むために保有する中継系伝送路設備，中継系交換設備（ルータ），端末系伝送路設備，端末系交換設備（ルータ），各種サーバ設備
本業務を実施することにより，トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響がでるおそれがある場合には，必要な設備増設等を図る こととし，地域電気通信業務等に影響がでないように対処する考えであ る。
なお，本業務の設備概要は，添付資料 1 のとおりである。
（2）技術
現在，1P通信綱サービスの提供の業務を営むために保有する技術。
（3）職員
現在，I P 通信網サービスに関する業務を行う組織に所属する社員。

7．電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって，他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について，以下のとおり，両者間の同等性を碓保す るために必要な措置を講ずることとする。
（1）ネットワークのオープン化
本業務は，当社の次世代ネットワークのSNI収容ルータ，中継ルー タ及び収容ルータによって接続されるSN1 ※2を介して，ルータ等の通信機器及び中継伝送区間に係る伝送路を組み合わせて提供するもの である。

次世代ネットワークに関しては，収容局接続機能については，既に接続約款において，接続料を設定し，接続に必要なインタフェース条件を開示しており，SNIについては，技術参考資料等により接続に必要な インタフェース条件を既に開示している。加えて，「NGNにおける当社利用部門サービスと網機能の対応関係及び各サービスのインタフェ ース条件等について」（平成28年11月30日公表）により，当社が提供するサービスと次世代ネットワークの網機能※3の対応関係等に ついても公表しており，他事業者が本業務と同様のサービスを提供する にあたって参考となる情報提供にも努めている。

これに加え，他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しょうとする際に，必要となる中継光 ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については，既に接続約款及び技術参考資料等に規定している。

また，中継伝送区間に係る伝送路の調達においては，中継事業者の選定にあたり，透明性•公平性を確保する観点から，公募により調達を実施する。

なお，他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には，当該事業者との間でその実現方法や利用条件等に ついて誠実に検討•協議を進め，接続した場合には，当該接続条件を開示する等，引き続きオープン化の取組みを積極的に進めていく考えであ る。

以上の措置により，他事業者も本業務と同様の業務を提供することが可能であると考える。
※2 SNI（Application Server－Network Interface）…各種アプリケーショ ンサーバ類とネットワークを接続するためのインタフェース。以下同じ。
※3 「綱機能」とは，網の提供する働きのことをいう。以下同じ。

## （2）ネットワーク情報の開示

次世代ネットワークに関しては，収容局接続機能については，接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定•開示しているととも に，S N I については，技術参考資料等により接続に必要なインタフェ ース条件を既に開示している。加えて，「NGNにおける当社利用部門 サービスと網機能の対応関係及び各サービスのインタフェース条件等 について」により，当社が提供するサービスと次世代ネットワークの網機能の対応関係等についても公表しており，他事業者が本業務と同様の サービスを提供するにあたって参考となる情報提供にも努めている。ま た，今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況，お客様二

ーズを踏まえ，サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示す るとともに，相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示 していく考えである。
なお，他事業者から現在接続約款に記載されていない新たな接続の請求があった場合には，他事業者の要望を踏まえ，迅速かつ合理的な価格 （個別の費用負担を求めないものを含む）で，必要不可欠なネットワー ク情報の提供を行う考えである。
（3）必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保
他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要 となる中継光ファイバに関する区間毎の芯線空き状況等の情報，局舎コ ロケーションに関するスペースの空き状況等の情報及び加入光ファイ バに関する提供可能エリア，光配線区画に係る電柱等の位置情報並びに開通工事の完了情報等を，他事業者向けに開示しており，他事業者との同等性は確保されているものと考える。

他事業者から現時点において提供していない新たな情報へのアクセ スに係る要望があった場合には，機微情報に配意しつつ，必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。
（4）営業面でのファイアーウォール
従来から，営業面でのファイアーウォールについては，以下のとおり所要の措置を講じており，本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害 されることのないよう配意することとし，営業面でのファイアーウォー ルを確保していく考えである。
（1）本社や事業部において，設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており，接続の業務を通じて知り得た情報を吕的外に利用することがないよう，本社からの通達，社員用マニュアル，社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また，電気通信事業法の改正（平成 2 3 年11月30日施行）を踏まえ，禁止行為規定遵守措置等報告書（平成 28 年 6 月 30 日） に記載のとおり，顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定，社内規程•委託契約の整備や運用ルールの見直し，監査•監督体制の強化等を通じ，情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。
（2）電話の業務で取得した顧客情報については，顧客情報保護の徹底

を図るため，以下の内容について本社からの通達，社員用マニュア ル，社員向け說明会により徹底した指導を実施している。
i）お客様情報を，他事業者と競合する業務に関し不適切に流用し ないこと。
ii）出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
iii）1D管理により願客管理システムの操作可能な社員を限定する こと。

## 等

なお，公正な競争を阻害するおそれがある場合には，既存のサービス とのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

なお，本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては，自ら営業活動を行う場合と同様に，当該子会社等を通じた営業活動において もファイアーウォールを確保するため，願客情報等の厳格な取扱いにつ いて指導することとする。
（5）不当な内部相互補助の防止（会計分離等）
本業務に関する収支については，電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより，他の電気通信役務に関する会計と分計する考え である。

また，コスト配分については，電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。
なお，営業活動等に係る費用については，自らの子会社等に委託する場合を含め，原則，直接倵課の方法による費用配賦を行い，それが不可能な場合においても，商品別の稼働時間，取扱件数，新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により，その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに，本業務の利用者料金に関しては，設備コスト及び営業費（顅客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し，競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。
（6）関連事業者の公平な取扱い
本業務の実施にあたつては，オープンな接続性を確保し，十分な情報提供や手続の同等性確保に努めるとともに，コンテンツ・アプリケーシ ョン提供事業者や他事業者等を公平に取り扱うことにより，関連事業者 の公平な取扱いを確保する考えである。

また，次世代ネットワークについては，接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり，SNIについても，技術参考資料等により接続に必要なインタフェース条件を既に開示するとともに，利用料金等の提供条件についてIP通信綱サービス契約約款に規定•公表していることから，関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されて いる。

また，本業務を営む上で，「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガ イドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者とは公募により調達する中継伝送区間に係る伝送路を含め接続により料金設定を行うこととしているが，当該事業者とは別個の設備を構築するとと もに，排他的な共同営業を行う考えはないことから，他事業者との公平性は確保されているものと考える。

今後，「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定 されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合にお いては，他事業者との接続と同等の条件で行うこととし，公平性を確保 する考えである。
（7）実施状況等の報告
（1）～（6）の各種措置の実施状況•収支状況•利用状況について は，毎事業年度経過後 6 ヶ月以内に総務大臣に報告し，これを公表する考えである。

なお，報告資料のうち，費用（収益）項目一覧，中継伝送区間に係る伝送路調達の募集案内及び社内文書•規程類等については，それぞれ以下の理由により非公表とする。

- 費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- 中継伝送区間に係る伝送路調達の募集案内：公表することにより，通信設備の位置等が公となり，通信の安全が脅かされるおそれがあるた め。なお，他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結ん だ上で，個別に通知している。
－社内文書•規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上で ノウハウの保持が必要なため。また，公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし，またはその発見を困難 にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより，本業務を実施しても電気通信事業の公正競争の確保に支障を及ぼすおそれはないと考える。

## 添付資料

## 1．コンテンツ配信向けサービスの設備概要

2．収支算定•費用算定の考え方

## 1．コンテンツ配信向けサービスの設備概要

：網掛部分が本活用業務における当社料金設定範囲

リーーール綱掛部分が本活用業務における当社役務提供範囲

プロバデイダ等


東日本エリア

## 2．収支算定 －費用算定の考え方

## 【収入】

| 算定方法 |
| :---: |
| 活用業務対象部分の料金額に，需要数を乗じて算定 |

## 【費用】

|  | 算定方法 |
| :--- | :--- |
| ルータ | 必要となる装置のコストを計上 |
| 県間中継綱コスト | 必要となる装及び伝送路コストを計上 |
| 営業費 | 対象サービスの提供に必要となる営業費 |

## 【収支対象範囲】



